

子どもの医療費助成制度について

子ども医療助成事業の内容

令和元年5月～



1. 対象児と助成医療費

誕生日・転入日 ～ 高校3年生(18歳に達する年度の3月31日)まで
(転出した時は、他市町村への転入日の前日まで)

※次の人は対象になりません。 →

- ・生活保護を受けている人
- ・結婚している人
- ・重度心身障害者医療費助成(県障)を受給できる子ども
- ・ひとり親家庭等の医療費助成(県親)を受給できる子ども

2. 受給者証の利用方法

医療機関などの窓口に、『保険証』と『受給者証』を提示してください。(新潟県内のみ有効です)

3. 一部負担金(保護者負担額) 一部負担金を超えた額については、村上市が助成します。

- 外來、柔道整復 ひとつの医療機関につき、月の初回から4回目まで1日530円
(5回目からは0円)
- 調剤 0円
- 入院 1日につき1200円
※食事療養費は、0歳児で標準負担額減額認定証をお持ちの場合のみ、無料となります。
- 指定訪問看護 1回のサービスにつき250円
- 治療用装具 0円
※一度10割自己負担した後、健康保険に払い戻しの手続きを行い、その後残りの自己負担額(2割または3割相当額)を子ども医療が助成します。
※詳しくは『5. 払い戻しの手続きについて』を参照してください。

助成が受けられないもの

- ① 健康保険が適用されないもの
(予防接種、薬の容器代、文書料、差額室料、食事療養費、特定療養費など)
※ 特定療養費とは、ベッドの数が200床以上の病院で、ほかの医療機関からの紹介状を持たずに受診する場合にかかる患者負担金です。負担金額等、詳しくは各医療機関にお問い合わせください。
- ② 交通事故など、加害者(第三者)から傷害を受けて医療機関を受診した場合
※ 学校や保育園の管理下で起こったけがなどについては受給者証で助成を受けられますが、日本スポーツ振興センターの災害共済を申請する際に、領収書を提示するなどして、自己負担額を伝えてください。

4. 変更・再発行等について(保険証変更、転居など)

受給者証に記入されている情報などに変更があった場合や、受給者証を紛失・破損した場合は、保険証、印鑑、受給者証(紛失以外の場合)を持って、市役所または各支所へ手続きにお越しください。

裏面へ→

お問い合わせ 村上市役所 こども課 子育て支援室(Tel.53-2111内線 2553)

荒川支所 地域振興課 地域福祉室(Tel.62-3104) 神林支所 地域振興課 地域福祉室(Tel.66-6113)
朝日支所 地域振興課 地域福祉室(Tel.72-6887) 山北支所 地域振興課 地域福祉室(Tel.77-3113)

5. 払い戻しの手続きについて(県外受診、治療用装具など)

新潟県外で受診したり、治療用装具を作成した時などは、次のものを用意して市の窓口へ申請してください。後日、口座に子ども医療助成分を振り込みます。

①領収書(診療点数、自己負担額、入院期間などの記載のあるもの)

※健康保険組合などに原本を提出する場合は、コピーを用意してください。

②保険証(子どものもの)

③受給者証

④印鑑(認印可)

⑤受給者の口座が確認できるもの

⑥医師が発行した証明書(治療用装具の助成申請)

※健康保険組合などに原本を提出する場合は、コピーを用意してください。

⑦健康保険組合などが発行した支給決定通知

(治療用装具の助成申請、保険証を忘れて10割負担した時など)

※健康保険組合などに原本を提出する場合は、コピーを用意してください。



6. 資格の喪失について(転出など)

村上市から転出したり、生活保護を受けることになったり、結婚したり、他の医療費助成制度(県障・県親)に該当となった時は資格を喪失しますので、受給者証を返納してください。

※ 転出の場合、村上市の受給者証は、他市町村への転入日から使用できません。

新しい受給者証は、転出先の市町村で申請してください。(助成内容は市町村により異なります)

※ 転入日が決まらない時に受診する場合は、医療機関に転入の手続き中であることを伝え、健康保険証のみ提示して支払い、領収書を保管してください。

転入日が決まり、診療日が転入日より前であれば、村上市子ども医療に払い戻しの手続きをしてください。

診療日が転入日以降であれば、転入した市町村で手続きしてください。

他市町村への転入日以降に誤って村上市の受給者証を使用した場合は、医療費の返還をしていただきます。

子ども医療助成の例

例① 未就学児がA病院の外來を受診して保険適用の医療費が 10,000 円だった場合(受診回数 1 回目)

- ・ 保険証だけの自己負担額 ⇒ 2,000 円(医療費の2割)
- ・ 保険証と受給者証による自己負担額 ⇒ 530 円(1,470 円を村上市が助成します)

例② 未就学児がB薬局へ行って保険適用の調剤医療費が 5,000 円だった場合

- ・ 保険証だけの自己負担額 ⇒ 1,000 円(調剤医療費の2割)
- ・ 保険証と受給者証による自己負担額 ⇒ 0 円(1,000 円を村上市が助成します)

例③ 未就学児がC病院へ 3 日間入院して保険適用の医療費が 100,000 円だった場合(減額認定証無し)

- ・ 保険証だけの自己負担額 ⇒ 20,000 円(医療費の2割)
- ・ 保険証と受給者証による自己負担額 ⇒ 3,600 円(1,200 円×3 日間 16,400 円を村上市が助成します)

お問い合わせ 村上市役所 こども課 子育て支援室(Tel.53-2111内線 2553)

荒川支所 地域振興課 地域福祉室(Tel.62-3104) 神林支所 地域振興課 地域福祉室(Tel.66-6113)

朝日支所 地域振興課 地域福祉室(Tel.72-6887) 山北支所 地域振興課 地域福祉室(Tel.77-3113)